

## ◆ 介護サービス費用の自己負担が高額になるとき

同じ月に利用した介護保険、介護予防・生活支援サービス事業(住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く)の1ヶ月の自己負担合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯合計額)が高額になり、一定額(下記の利用者負担上限額)を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として、後日、支給されます。支給対象となった方は案内が届きますので申請してください。(令和7年8月から制度改正により所得指標金額が変更になります。)

| 区 分      |                                                              |                            | 負 担 上 限 額     |
|----------|--------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------|
| 生活保護受給者  |                                                              |                            | 15,000 円(個人)  |
| 市民税非課税世帯 | 令和7年7月まで<br>所得指標金額 注1)が 80 万円以下の方または、老齢福祉年金の受給者              |                            | 15,000 円(個人)  |
|          | 令和7年8月から<br>所得指標金額 注1)が 80.9 万円以下の方または、老齢福祉年金の受給者            |                            | 24,600 円(世帯)  |
|          | 上記以外の方                                                       |                            | 24,600 円(世帯)  |
| 市民税課税世帯  | 〈一般世帯〉 課税世帯で下記に該当しない方                                        |                            | 44,400 円(世帯)  |
|          | 〈現役並み所得〉<br>世帯内に課税所得 145 万円以上の<br>第1号被保険者(65 歳以上の方)が<br>いる場合 | 課税所得が<br>145 万円以上 380 万円未満 | 44,400 円(世帯)  |
|          |                                                              | 課税所得が<br>380 万円以上 690 万円未満 | 93,000 円(世帯)  |
|          |                                                              | 課税所得が 690 万円以上             | 140,100 円(世帯) |

注1) 所得指標金額

課税年金収入額＋その他の合計所得金額 注2)－土地や建物の長・短期譲渡所得に係る特別控除額

注2) その他の合計所得金額

合計所得金額から年金所得金額を差し引いた金額

### ● 申請に必要なもの

申請書、本人名義の通帳、個人番号確認書類、本人及び代理人の身分確認書類

○ 申請については介護高齢課 介護給付係まで ☎0154-31-4553

## ◆ 支給限度額を超えてショートステイを利用しなくてはならないとき

居宅サービス計画上のいかなる工夫においても、なお介護サービス費の支給限度額を超えて短期入所サービス(ショートステイ)を利用する場合で、やむを得ない理由がある時は、利用前に申請することにより、1年度を通じて8日以内を限度として、支給限度額を超える費用の保険給付分(7割～9割)を市が独自に支給します。(生活支援短期入所事業)

ケアプランを依頼している居宅介護支援事業所、または介護予防支援事業所を通じて、介護高齢課介護給付係(☎0154-31-4553)までご連絡ください。